

契 約 一 覧 表(随意契約)

平成25年10月分

件名又は品目	契約年月日	契約金額	契約方式	予定価格	落札率(%)	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
		円		円				
日本司法支援センター徳島地方事務所入居工事等一式	H25.10.1	3,286,500	随意	3,299,100	99.62%	会計規程第18条第1項第1号	香川県高松市サンポート2-1 大成有楽不動産株式会社	
徳島地方事務所移転に伴う電気工事	H25.10.1	2,404,500	随意	2,641,800	91.02%	会計規程第18条第1項第1号	徳島県徳島市かちどき橋4-5-2 三笠電機株式会社	
島根地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.1	1,767,150	随意	1,767,150	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.1	2,547,975	随意	2,547,975	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60 41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
民事法律扶助システム改修作業委託	H25.10.8	37,065,000	随意	37,850,400	97.92%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
本部借上宿舍賃貸借契約	H25.10.15	1,909,491	随意	1,909,491	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン 60 41階 株式会社ハウスメイトパートナーズ	
長崎地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.15	1,626,900	随意	1,626,900	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
平成25事業年度日本司法支援センター会計監査会計監査業務契約	H25.10.18	17,325,000	随意	23,605,050	73.40%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区芝浦4-13-23 有限責任監査法人トーマツ	候補者名簿の作成に当たり、入札(総合評価方式)を実施した。 契約期間は平成26年6月まで(平成25事業年度監査報告書提出期限)
平成24事業年度財務諸表官報公告掲載	H25.10.23	4,103,460	随意	4,103,460	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	
債権管理システム改修作業委託	H25.10.24	40,851,888	随意	41,640,900	98.11%	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
滋賀地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H25.10.31	1,963,400	随意	1,963,400	100.00%	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
合 計		114,851,264						

○会計規程

(契約の方法)

第15条 売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

2 競争に加わろうとする者に必要な資格及び競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第16条 前条による競争は、入札の方法をもって行われなければならない。

(指名競争)

第17条 第15条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、指名競争に付する。

- (1) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争による必要がないとき。
- (2) 一般競争によることが不利と認められるとき。
- (3) その他事業運営上特に必要があるとき。

(随意契約)

第18条 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約による。

- (1) 契約の性質又は目的が競争に適しないとき。
 - (2) 緊急の必要により競争入札によることができないとき。
 - (3) 競争入札によることが不利と認められるとき。
- 2 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、随意契約によることができる。
- (1) 契約の予定価格が少額であるとき。
 - (2) その他事業運営上特に必要があるとき。

○契約事務取扱細則

(随意契約によることのできる場合)

第23条 規程第18条第2項第1号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1)～(6)省略
- 2 規程第18条第2項第2号の規定により随意契約によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 外国で契約をする場合
 - (2) 国、地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人と契約をする場合
 - (3) 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
 - (4) 落札者が契約を結ばない場合

(随意契約の公表)

第25条 次の各号に該当する随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表するものとする。

- (1) 予定価格が250万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が160万円を超える財産の買入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超える物件の借入れ
- (4) 予定価格が100万円を超える役務
- (5) 前各号に準じて、理事長が特に必要があると認めたもの